

第1章 会 員

(入会申込書、退会届出書及び異動報告書)

第 1 条 定款第6条の規定による入会申込書、退会届出書及び異動報告書の様式は、理事会が定める。

(本会入会年月日)

第 2 条 本会への入会については、本会に提出された入会申込書に記載してある入会年月日をもって、本会の入会年月日とする。

(本会退会年月日)

第 3 条 本会からの退会については、本会に提出された退会届出書に記載してある退会年月日をもって、本会の退会年月日とする。

2 定款第10条（会員の制裁）の審議にかかっている会員については、前項の規定は適用しない。

(会費未納者に対する権利の一部停止)

第 4 条 会員が3ヶ月以上会費の納入を怠ったときは、会長は、当該会員に対し、戒告又は期間を定め権利の一部停止の処分をすることができる。

2 前項の規定により権利の一部停止の処分を受けたものが、最後の納期経過後60日以内に未納の会費を納入したときは、会長は、その権利の一部停止を復活させなければならない。

3 会長は、第1項の規定による権利の一部停止の処分を行おうとする場合には、すみやかに裁定委員会の議決を求めなければならない。第2項の規定による権利の一部停止の復活の承認を行おうとする場合も同様とする。

第2章 入会金、会費及び負担金等の賦課及び徴収

(入会金、会費及び負担金の額)

第 5 条 入会金、会費及び負担金の額は総会で定める。

(会費の納入)

第 6 条 会費は毎年度、3期に分けて、納入するものとする。

(会費、負担金の徴収)

第 7 条 本会は、日本医師会及び東京都医師会により委託された会費、負担金等の徴収をすることができる。

(会費の免除並びに減免)

第 8 条 満 20 年以上本会に在籍し、満 80 歳以上の会員については、会費及び負担金を減免することができる。その額については総会で定める。

2 病気その他の事情により業務不能なる会員については、理事会の議を経て、会費、負担金及び寄付金を減免することができる。

第 3 章 裁定委員会

(裁定委員会)

第 9 条 裁定委員会は、5 人の裁定委員をもって組織する。

2 裁定委員は、総会において会員の中から選任する。

3 裁定委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例総会の終結の時までとする。

4 裁定委員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、裁定委員としての職務を行うこととする。

5 裁定委員が任期途中で退任したときは、すみやかに、補欠の選任を行うものとする。

6 前項により選任された裁定委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 裁定委員長は、裁定委員の互選による。

8 裁定委員は、役員及び議長、副議長を兼ねることはできない。

(審議事項)

第 10 条 裁定委員会は、次の事項を審議しその裁定を行う。

(1) 会員の行為が定款に抵触するおそれのあるとき

(2) 会員相互の業務に関する紛議を生じたとき

(3) 定款第 6 条第 2 項（除名者の再入会）の規定による会員の再入会に関する事項

(4) 定款第 10 条第 6 項（会員の制裁）に規定する会員の制裁に関する事項

(5) 第 4 条第 3 項に規定する会費を滞納した会員の権利の一部停止に関する事項

(6) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

(招集)

第 11 条 裁定委員会は、第 10 条の各号につき以下の場合に会長の付託を受けて裁定委員長が招集する。

(1) 総会又は理事会の要請があった場合

(2) 裁定委員の 2 人以上から要請があった場合

(3) 会員から訴えがあった場合

2 裁定委員会の審議を要請するときは、提訴理由を具えた訴状を作り署名し、会長に提出しなければならない。

3 会長は、前項の訴状が提出された日からすみやかに裁定委員長に付託しな

なければならない。

(提訴の通知)

第12条 会長は、第10条(2)により当事者の一方より提訴があったとき、ただちに他の当事者に訴状を送達し、審議期日を通知しなければならない。

2 通知を受けた他の当事者は答弁書を裁定委員会に提出することができる。

(裁定委員会の運用)

第13条 裁定委員会は、裁定委員3人以上が出席しなければ開くことができない。その議決は、出席した裁定委員の4分の3以上でこれを決する。

2 裁定委員会は、訴状及び答弁書によって審議する。審議期日までに答弁書が提出されなかったときは、訴状だけで審議することができる。

3 裁定委員長は、必要があると認めたときは、会長を経由して提訴した会員、他の当事者及び他の会員を裁定委員会に招致して事情をたずねることができる。

4 裁定委員会の議事は、原則として公開しない。かつ、関係者は、取扱事項の秘密を厳守しなければならない。

5 裁定委員会において、被審議者である会員と特別の関係が認められた裁定委員は、審議に加わることはできない。

6 裁定委員長は、議事の決定があったときは、議事の経過及び議決の理由を文書で、会長に報告しなければならない。

(審議の通知及び不服の申請)

第14条 会長は、裁定委員長から報告があったときは、10日以内に該当者に通知しなければならない。

2 議決に不服の場合には、7日以内に不服の理由を書類にして、会長に異議の申請をすることができる。

第4章 委員会

(委員会の設置)

第15条 定款第41条の規定により理事会が設置する委員会は、常設委員会と特別委員会とする。

(常設委員会)

第16条 常設委員会は医師会業務を遂行することを主たる目的とし、理事会から付託された案件を審議する。

2 前項の委員会の委員の数、構成、選任及び任期については、理事会が定める。

3 第1項の委員会は、付託された案件以外は審議できない。

(特別委員会)

第17条 特別委員会は特に理事会が必要と認めた時に設置し、理事会から諮問された案件を審議する。

2 前項の委員会の委員の数、構成、選任及び任期については、理事会が定める。

3 第1項の委員会は、諮問された案件以外は審議できない。

(委員長の互選)

第18条 委員会は、その委員の中から委員長1人を互選する。

(委員会の招集)

第19条 委員会は、委員長が招集する。

(委員長の職務及び権限)

第20条 委員長は、委員会の秩序を保持し、委員会の議事を整理する。

2 委員長は、理事会に委員会の審議経過及び結果を報告しなければならない。

(委員会の定足数)

第21条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(委員会の議決)

第22条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(委員会への出席)

第23条 委員会は、委員長の許可を得た上で、全ての会員が出席することができ、意見を述べることができる。ただし、採決に加わることはできない。

第5章 役員等の選任

(細則)

第24条 定款第30条の規定に基づく役員を選任は、定款第23条第4項の定めによる。

2 その細則については本章の定めるところによる。

(役員等の選挙)

第25条 議長、副議長、役員、裁定委員会委員の選挙は、隔年定時総会で行うものとする。

(選挙の事務管理)

第26条 選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

(選挙管理委員会)

第27条 選挙管理委員会の委員は、会長が理事会の議決を経て会員の中から委嘱する。

2 前項の委員は、選挙に関する事務及び管理を行う。

3 選挙管理委員会に関する細則は理事会の決議を経て別に定める。

(選挙の告示)

第28条 選挙管理委員は、選挙の行われる日の少なくとも20日前までに告示するとともに、これを選挙人に通知しなければならない。

(立候補)

第29条 立候補しようとする者は、選挙の告示があった日から、選挙日の7日前までに、定められた様式によりその旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

(候補者の推薦)

第30条 各選挙において、会員が他の会員を候補者として推薦しようとするときは、前条の期間内に本人の承諾を得て、文書で選挙管理委員会にその推薦届出をすることができる。ただし、当該候補者の推薦人は、2人以上を必要とする。

(候補者の一覧表)

第31条 選挙管理委員会は第29条及び第30条の届け出に基づき候補者一覧表を作成し、選挙期日5日前までに告示するとともに会員に通知するものとする。一覧表は、選挙当日、選挙場に掲示しなければならない。

2 前項の候補者の一覧表には候補者の氏名の他、住所、年齢及び略歴を記載するものとする。ただし、選挙場に掲示する候補者の一覧表は、氏名のみとする。

3 候補者の氏名記載の順序は、選挙管理委員会がくじで定める。

(立候補の辞退)

第32条 候補者は、当該選挙の行われる2日前までに、理事会に届け出て、立候補を辞退することができる。

(締切日の延期)

第33条 第29条及び第30条の規定による期間内に届出のあった当該候補者の数が、その選挙における定数に達しないときは、これらの規定にかかわらず、選挙管理委員会は、選挙日の前日まで、候補者の届出又は推薦届出を延期するものとする。

2 前項の規定により届出の期日を延期したとき選挙管理委員会は、すみやかにその旨を選挙人に通知するとともに、告示しなければならない。

(選任の方法)

第34条 役員等の選任は、投票によって行う。ただし、候補者の数がその員数を超えないときは、他の方法によることができる。

(選挙の公開)

第35条 選挙は、選挙人及び候補者に公開して行わなければならない。

(投票及び開票の管理)

第36条 選挙を行う場合、投票及び開票に関する管理は選挙管理委員会が行う。

(選挙の方法)

第37条 選挙は、投票を省略するもの以外は全て無記名投票によって行い、投票は、各選挙につき会員1人1票とする。

2 投票用紙の書式は、選挙管理委員会が定める。

3 会長、定款第26条第4項に定める外部理事（以下「外部理事」という。）、同条第5項に定める外部監事（以下「外部監事」という。）、議長及び副議長の選挙は単記投票とする。

4 外部理事以外の理事、外部監事以外の監事及び裁定委員会委員の選挙は、各々定員の定数内連記投票とする。

5 記号式投票による場合、選挙人は、各選挙の投票について、予め候補者の氏名が印刷されてある投票用紙の記載欄に丸印を記し、投票（記号式投票方法）を行うものとする。

(投票用紙の交付)

第38条 投票場において直接投票を行おうとする時は、選挙管理委員会は選挙人に所定の投票用紙を交付し、選挙人はその用紙を用いて順次投票する。

(会場の閉鎖)

第39条 投票場における直接投票を行う際には、議長は会場の出入り口を閉鎖しなければならない。

(投票の効力)

第40条 投票の効力は、選挙管理委員会が決定する。

(投票の点検及び結果の報告)

第41条 議場における直接投票が終わった時に選挙管理委員会は、投票漏れの有無を確かめた後、全投票を点検してその結果を議長に報告しなければならない。

(投票数の過不足)

第42条 投票数が議場に現存する選挙人の数を超過又は不足した時は、議長は議場に出席した選挙人に再投票を行わせなければならない。ただし、選挙の結果に異動を及ぼさないときはこの限りではない。

(記号式投票の無効)

第43条 次の投票は無効とする。この場合における無効は、その全記載事項に及ぶものとする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの。
- (2) 丸印を投票用紙の記載欄に記載しないもの。
- (3) 丸印以外の事項を記載したもの。
- (4) 候補者の何人に対して丸印を記載したかを確認し難いもの。
- (5) 丸印を自ら記載しないもの。
- (6) 定数内連記記号式投票においては、定められた数を超えた丸印を候補者の氏名について記載したもの。

(再選挙)

第44条 当該選挙における当選者が定数に達しない時は不足した候補者について再選挙を行う。

(選挙の疑義)

第45条 選挙に関する疑義は、議長が選挙管理委員会に諮って決定する。

(当選人)

第46条 各選挙において、有効投票の得票数の多い順に当選人を決定する。

- 2 当選人を定めるにあたり得票数が同じであるときは、選挙管理委員長がくじで決定する。

(当選人決定等の報告)

第47条 当選人が決定したとき、議長は、すみやかに当選人の氏名及び得票数、その選挙における候補者の得票数等を総会及び理事会に報告しなければならない。

(当選人決定の通知、告示)

第48条 理事会は、前条の規定により当選人決定の報告を受けたときはすみやかに会議を開き、その報告を調査し、当選人に当選の旨を通知し、並びに当選人の氏名を告示しなければならない。

(当選人が就任前に欠けた場合の選挙)

第49条 当選人の決定後、当選人が就任前に当該選挙における定数に達しなくなったときは、すみやかに一般選挙又は補欠選挙を行わなければならない。

(異議の申立て)

第50条 議長、副議長、役員、裁定委員会委員の選挙において、その選挙の効力に関し異議がある選挙人又は候補者は、当該選挙の日から起算して7日以内に文書で、理事会に対して異議の申立てをすることができる。

(補欠選挙)

第51条 議長、副議長、役員、裁定委員会委員の欠員が生じたときは、すみやかに補欠選挙を行わなければならない。

2 補欠選挙は、当該選挙の方法に準ずる。

第6章 資産及び会計

(予算の作成)

第52条 毎会計年度の予算(収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込み)は、理事会の議決を経て、会長がこれを作成し、総会の議決を得なければならない。既定予算の更正又は補正をしようとするときも同様とする。

(経費の支弁)

第53条 本会の毎会計年度における経費は、その年度の収入をもって充てる。

(会計区分)

第54条 本会の経理は、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計に区分する。

2 学術、技芸、慈善その他の公益に関する種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものを公益目的事業会計とする。

3 訪問看護事業等公益法人目的事業会計に含まれない対外的事業、会員相互の支援事業等を収益事業等会計とする。

4 総会費、理事会費等法人全体の管理に資する費用を法人会計とする。

(資金調達)

第55条 会長は、出納上必要があるときは、理事会の議決を経て、一時金として借入れすることができる。

2 この借入金は、当該年度の収入で償還し、翌事業年度に繰り越さないものとする。

(重要な財産の取得、管理及び処分)

第56条 重要と認められる財産の取得、管理及び処分に関して必要な事項は、総会の議決を経てこれを定めるものとする。

(継続事業の費用)

第57条 数年を期して行う事業で、継続費として総額を定め総会の議決を得たものについては、各年度に支出された予算残額を事業完成年度まで逐次繰り越して使用することができる。ただし、単年度に支出する金額は、毎事業年度の設備投資の見込みとして総会に報告するものとする。

(経理の責任)

第58条 本会の経理に関しては、理事会が責任を負い、その出納事務を処理する職員もその事務処理の限りにおいて責任を負うものとする。

(決算)

第59条 毎会計年度の決算は、出納完結後すみやかに会長が作成し、理事会承認の上総会の議決を得なければならない。

(会計帳簿の閲覧)

第60条 会員は何時でも会計に関する帳簿を閲覧することができる。

(会計の処理)

第61条 会計の処理については別に定める。

第7章 雑 則

(施行規則の改正)

第62条 この定款施行規則は、総会の議決を得なければ改正することができない。

(委任)

第63条 この規則に定めのないものについては、理事会で決議する。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款施行規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(外部理事及び外部監事選任に関する改正の経過措置)

- 2 役員等の選任にかかる選挙の方法（第37条）の規定のうち、外部理事及び外部監事の選挙の方法に係る部分の改正事項（第3項・第4項）に関しては、法人認定法の一部を改正する法律（令和6年法律第29号）の施行（令和7年4月1日）後に最初に開催される定時総会日の前日までは、なお従前の例による。

附 則

- 1 令和8年3月24日に一部改正し、令和8年3月24日から施行する。
- 2 この規則の一部改正の際に現に選任されている常設委員会委員については、この規則の一部改正後の規定により選任された常設委員会委員とみなし、その任期については理事会において定める。